

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から 87 まで （略）			
87 の 2	建築基準法施行 令第137条の12 <u>第6項</u> の規定に 基づく既存建築 物に対する制限 の緩和に係る認 定の申請に対す る審査	既存建築 物の敷地 と道路と の関係の 制限の緩 和に係る 認定申請 手数料	1 件 に 28,000円 つき
87 の 3	建築基準法施行 令第137条の12 <u>第7項</u> の規定に 基づく既存建築 物に対する制限 の緩和に係る認 定の申請に対す る審査	既存建築 物の道路 内の建築 制限の緩 和に係る 認定申請 手数料	1 件 に 28,000円 つき
87 の 4 から 106 まで （略）			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第310号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。

改正後				説明
別表（第2条関係）				字句の改正
番号	事務	名称	金額	
1 から87まで（略）				
87 の 2	建築基準法施行 令第137条の12 <u>第11項</u> の規定に 基づく既存建築 物に対する制限 の緩和に係る認 定の申請に対す る審査	既存建築 物の敷地 と道路と の関係の 制限の緩 和に係る 認定申請 手数料	1 件 に 28,000円 つき	
87 の 3	建築基準法施行 令第137条の12 <u>第12項</u> の規定に 基づく既存建築 物に対する制限 の緩和に係る認 定の申請に対す る審査	既存建築 物の道路 内の建築 制限の緩 和に係る 認定申請 手数料	1 件 に 28,000円 つき	
87の4 から106まで（略）				

	字句の改正
	字句の改正